

受付番号

# 松戸市 営住宅入居申込書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

私は、松戸市営住宅設置及び管理に関する条例第8条の規定により、次のとおり申し込みます。なお書類審査のため、居住状況及び課税状況を公簿等により確認することについて同意します。また、申込内容と事実が相違しているときは、失格とされても異議はありません。

申込番号		申込住宅名			申込部屋番号	
申込者	フリガナ	印			住所	
	氏名				電話	( )
					E-mail	( )
					勤務先所在地	
フリガナ		続柄	年齢	生年月日	住所 (上記と同じ場合は不要)	備考
氏名						
1		本人				
2						
3						
4						
5						

現在の住宅の種類 (該当するものに○)	1.賃貸アパート 2.賃貸マンション 3.UR都市機構 4.親族の持家 5.借家 6.他人の家に間借り 7.福祉施設等 8.持家(売却済) 9.その他( )
現に住宅に困窮 している理由 (該当するものに○)	1.家賃が著しく高い 2.遠距離通勤のため 3.他人の世帯と同居 4.立退き要求を受けている 5.倉庫等に居住 6.狭小過密住居に居住 7.結婚のため 8.危険・有害な建物に居住 9.その他( )
優遇措置区分欄 (該当するものに○)	1.母子・父子世帯 2.身体障害者 3.精神障害者 4.知的障害者 5.戦傷病者 6.原子爆弾被爆者 7.海外引揚者 8.ハンセン病療養所入所者等 9.老人世帯 10.DV被害者 11.犯罪被害者等 12.落選3回以上

\*なお、優遇措置については規定がありますので必ず案内書をご覧ください。○を付けてください。  
\*単身で申込みされる方は裏面もご記入下さい。

### 切手貼付欄

85円 切手	85円 切手
-----------	-----------

添付された85円切手2枚は、抽選番号通知・当落通知に使用しますので必ず貼ってください。添付されない場合は、通知の発送はできません。

私は、申込（入居）資格を確認するため調査することに同意します。

（注意） 申込者は氏名を自署することにより押印を省略することができます。

**単身で申込みされる方のみ記入してください。**

単身で申込みできる条件は、次のいずれかになりますので、該当する番号に○をつけてください。

- 1 60歳以上の方
- 2 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害程度が1級から4級までの方
- 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害程度が1級から3級までの方
- 4 療育手帳の交付を受けている方で、障害程度がBの2以上の方
- 5 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症である方
- 6 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、厚生労働大臣の認定を受けている方
- 7 生活保護法に関する被保護者
- 8 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む）を受けている者
- 9 引揚者給付金等支給法第2条に規定する引揚者（海外からの引揚者で引揚げから5年以内の場合）
- 10 ハンセン病療養所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方で、ア又はイのいずれかに該当する方
  - （ア） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
  - （イ） 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
- 12 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、次のいずれかに該当する方
  - （ア） 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となったと認められる方
  - （イ） 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に引き続き居住することが困難となったと認められる方

※ 上記に該当する方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方で、居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は除きます。